

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	まんだいぶちほいくえん		
運営法人名称	学校法人 片上学園		
福祉サービスの種別	小規模保育事業		
代表者氏名	園長 井上 卓		
定員（利用人数）	19 名		
事業所所在地	〒 558-0055 大阪府大阪市住吉区万代3-3-30		
電話番号	06 - 7509 - 5323		
F A X 番号	- -		
ホームページアドレス	https://www.mandai-kodomoen.jp/		
電子メールアドレス	katakami-gakuen@outlook.jp		
事業開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日		
職員・従業員数※	正規	8 名	非正規 3 名
専門職員※	保育士	11 名	
	看護師	1名（法人施設兼任）	
	栄養士	1名（法人施設兼任）	
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 乳児室・1歳児室・2歳児室・多目的室 子育てサロン・園児トイレ・大人用トイレ3・ 調乳室・沐浴スペース・エレベーター		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【法人理念】

教育・保育活動を通し社会に貢献し、学校法人片上学園にかかわったすべての人が自ら夢と希望を抱き、現在と未来の充実した人生を実現できる力を創造する

【教育理念】

「やればできるんだ」これからの世界を切り開き、生き抜く力をはぐくむ

【保育目標】

- ①健康でたくましい子ども
- ②思いやりのある優しい子ども
- ③よく考え行動できる子ども
- ④豊かな心をもった子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ❖ “やさしさのある保育” “安定感のある保育” “ゆるやかな担当制” で、じっくり・ゆっくり・あたたかく一人ひとりを大切にした保育を展開しています。
- ❖ 姉妹園との連携により、大きな園庭で毎日遊べる環境が整っています。
- ❖ 子育て支援事業として、子育て支援室が併設され、毎日誰でも利用できる子育て支援を行っています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和5年10月20日～令和6年1月25日
評価決定年月日	令和6年2月28日
評価調査者（役割）	2102C002 （運営管理・専門職委員） 1901C020 （運営管理・専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

まんだいぶちほいくえんは、学校法人片上学園が運営する法人の小規模保育事業A型として、2018年に設立されました。法人は幼稚園型認定こども園を2園、保育園、企業型保育園を運営し、70年の歴史ある法人です。設立以来乳幼児に関わる教育・保育を長年その地域で行われてきました。まんだいぶちほいくえんは、その幼稚園の向かい側に3階建てで、1階には子育て支援室“マザーズ カフェ” 2階には2歳児教室“いちごくみ” 3階には0, 1, 2歳児の小規模施設という造りになっています。園の直ぐそばには万代池公園があり、大都市大阪市のなかでも緑があふれた子育てに適した土地に立地しています。また、子ども達は毎日連携幼稚園の園庭でのびのびと遊べるように施設間共有をし、様々な環境の中で保育が進められています。職員の希望者による法人間移動で、所属が変わることがあっても法人の理念方針に基づいて、職員は継続的に保育が進められることができます。保育は、保育方針・目標に基づいて、一人ひとりを大切にされた保育が進められています。主任保育士は、常に子ども達の様子を観察し、子どもの状況把握をしながら、担当職員と情報共有し、子どもの対応を一緒に考え、同時に職員指導を行っています。施設長は日常業務において、法人との連携を密に行い職員の意向をできるだけ聞き入れ、心身共に健康で子ども達に向かい合えるように配慮しています。保護者とは、アンケートで園との良好な関係が図られ、信頼関係を深めています。今回初めて第三者評価を受審され、様々な視点で園の強み、課題に気付かれました。理念・方針・目標の実現に向けて更なる質の向上を職員と共に行われ施設運営を進めておられます。

◆特に評価の高い点

- ❖ 子どもの主体的な活動に繋げる環境構成を大切にし、援助や配慮が行き届いています。
限られたスペースを有効利用できるように、ロッカーや棚で区切り活用することで家具や遊具の配置のバリエーションが増え、子どもの遊びが充実できるようにしています。遊びのスペースと食事、午睡の場所が別に確保され、一日の生活がスムーズに展開されるような環境になっています。また、姉妹園との連携で芝生が敷き詰められた魅力ある広い園庭で毎日遊ぶことができます。
- ❖ 少人数でゆったりとした雰囲気の中で保育が展開されています
園の理念・方針に基づいた“やさしさのある保育”“安定感のある保育”“ゆるやかな担当制”で、じっくり・ゆっくり・あたたかく一人ひとりを大切にされた保育を展開しています。少人数のゆるやかな担当制で、食事の場面では、一対一で援助し、子どもの発達に応じてゆったりと食事をする環境が整えられています。0歳児は離乳食の過程を保護者と連携し、子どもの実態を把握して子どもに合わせた支援が、行われています。
- ❖ 地域の子育て支援を充実させています。
子育て支援事業として、1階に子育て支援室“マザーズ・カフェ”が常設されています。毎日誰でも利用でき、専任担当者が訪問した親子が遊びながら子育て相談に応じられるようにしています。また、子どもから少し離れて、お母さんの為の栄養士の講演やフラワーアレンジメント等ができるようなイベントを開催し、子育て支援に繋がっています。

◆改善を求められる点

❖施設独自の中・長期計画の策定及び中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が望まれます。

法人のビジョンを踏まえ、施設独自のビジョンを明確にし、設備整備・人材育成・職員研修・地域貢献・災害対策等の項目毎に策定され、理念・基本方針の実現に向けた取組につなげるよう項目を見直し策定することが望まれます。

❖マニュアル等標準的な実施方法の追加整備が望まれます。

マニュアル等は、法人で作成されたものを使用していますが、内容や項目を見直し、施設独自のマニュアル等に整備されることが望まれます。また、標準的な実施方法についてはOJTによる口頭伝達で行われていますが、基準となる標準的な「保育マニュアル」等を整備することが望まれます。職員間での経験やスキルの差異が生じないように、標準的な実施方法等を周知することで、子どもの処遇やクラス運営、保育環境の安全面や衛生面の保身に繋がることが期待されます。

❖PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組が望まれます。

保育の指導計画を策定し月計画や週計画の評価・見直しが実施されています。保育の内容の他、経営面や運営面も含めた実施状況を把握して、保育士の自己評価を行い、施設全体の自己評価に繋げることが望まれます。保育の質の向上に向けたPDCAサイクルに基づく取組みとなることが期待されます。

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	<p>法人の理念は『教育・保育活動を通し社会に貢献し“学校法人片上学園に関わった全ての人々が自らの夢と希望を抱き、現在と未来の充実した人生を実現できる力を創造する』としています。教育理念として『「やればできるんだ」これからの世界を切り開き、生き抜く力をはぐくむ』として教育保育の全体的な計画に明示しています。また、ホームページには保育目標を記載しています。職員には年度末に学園長から職員への周知が図られ、保護者へは入園前説明会で理念や基本方針等の説明を行っています。今後は、理念・方針・保育理念・保育目標の内容を統一して「園のホームページ」「まんだいぶちほいくえんガイド兼重要事項説明書」「入園のしおり」等にも同じ内容を記載することが望まれます。</p>	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>社会福祉事業の全体の動向については、学園長や施設長が大阪市の研修や住吉区の地域子育て連絡会等に参加し把握しています。保育のコスト分析、利用者の推移や利用率等については、理事会で議題に挙げ審議されています。地域の子どもの数や利用者のデータを収集し、経営環境や課題を把握しています。</p>	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	<p>経営状況や改善すべき課題について理事会の役員間で共有し“設備積立金等”について計画が示されています。今後は、経営状況や改善すべき課題についての具体的な内容を職員に周知し、理解を促すことが期待されます。</p>	
		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	<p>中長期の計画を「10年計画」とし、実現に向けたビジョンを明確にしています。“設備積立金計画”として、数値目標や具体的な内容を設定しています。今後は、組織体制、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を入れて作成することが望まれます。</p>	

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	中長期計画を踏まえた「土地購入計画」として実行可能な計画となっています。今後は、当該年度に於ける具体的な研修計画・人材確保・保護者支援・地域との関りや保育等に関わる内容が着実に実現する内容として事業計画を作成することが求められます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	事業計画の策定に当たっては、職員等の参画や意見の集約が反映され、評価と見直しが組織的に行われることが求められます。事業計画を職員が深く理解する為に、計画を文書にして配布する等の取り組みが求められます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	施設の整備事業として、隣接する姉妹園への園庭入口の扉を新たに設置し、安全な経路を確保しました。保護者等の意見や要望を伺う方法として、アンケートや意見箱の設置を行っています。今後は、事業計画を作成し主な内容を分かりやすく説明した資料等を保護者等に周知することが望まれます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	保育の内容については、法人内施設の合同会議が月1回行われ、組織的に評価を行う体制があります。課題に対する取組として、法人内研修や外部講師による園内研修（看護師による誤嚥研修・AED研修等）で、保育環境等の勉強会が行われています。施設の自己評価の実施に向けて、項目の作成を進め年度末に実施する予定をしています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	施設として取り組むべき課題を職員間で共有し、改善の取組み事例として隣接する姉妹園の園庭入り口扉の設置が行われています。また、その他の課題として災害時の対応や保育室内の環境整備「危機管理マニュアル」を施設用に見直しをする予定をしています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長の役割と責任については、キャリアパス体系に明示し「職務分掌」としています。有事の際の施設長の役割と責任について「危機管理マニュアル」に明示し、責任者不在時の権限委任等を含め記載しています。今後は職員に「職務分掌」の配布等を行い周知することが望まれます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は、運営に当たって遵守すべき法令として児童福祉法・保育所保育指針・教育保育認定こども園要領の理解を深めています。また法人本部と連携をして、労務・会計についての勉強会を行っています。今後は、保育関連法に限らず、建築や消防関連法、雇用・労働関連法、環境配慮等に関する法令等を理解する為の取り組みが望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は日々の保育の現状について、保育室の巡回を定期的・継続的に行い評価を行っています。また、主任保育士からの現状の報告をその都度受け、課題の把握に努めています。職員面談は学園長が行い、施設長は日々の職員からの要望や相談を受ける機会を持ち、職員の意見を反映する為に努めています。保育の質の向上に向けて、職員研修の通知を掲示にて行い、できるだけ要望に答えています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	経営の改善や人事・労務・財務等については、法人本部にて分析を行い、社労士や会計事務所からのアドバイスを受けています。人事の配置は主任保育士と相談して、働きやすい職場となるように、残業や持ち帰りの仕事は基本的に無いよう配慮しています。またICT化を図り、業務の実効性の向上に取り組んでいます。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	人材育成に関しては、キャリアパス体系で計画が立てられています。子育て支援員を育成し、保育士資格取得を促す取り組みを行い、4名を保育士として雇用しています。人材確保については、大阪市幼稚園連盟の就職フェア、ハローワーク、宣伝広告会社利用で採用活動を行っています。施設としての定着率は高く、より働きやすい職場となるよう努力しています。	

II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	期待する職員像として“先生のあるべき姿”を示し、年度初めに学園長から周知しています。人事基準については「就業規則」で定められ、学園長の面談により職員の職務に関する成果や貢献度等を評価しています。今後は、「職員の自己評価・目標達成シート」等を活用し、職員が自ら将来の姿を描くことが出来るような、仕組み作りが望まれます。勤怠についての改善内容として、有給休暇の取得日数について見直しが行われています。今後は、職員へ処遇改善についての説明をすることが期待されます。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	労務管理は施設長が担っており、職員の就業状況は出席簿・有給休暇簿で管理しています。勤務体制の変更希望の場合は、できる限り意向を受け入れて変更に応じています。職員との面談は、主任保育士が主となり行っています。内容により施設長との面談の機会を設けています。産休・育休の他にも半日休暇や勤務時間短縮を取り入れ、休暇や早退等も取りやすい状況を作っています。また、臨床心理士による職員のメンタルヘルスクエアも実施しています。今後は、子どもから離れた場所での休憩がとれるような工夫や福利厚生や就業状況（有給休暇取得日数等）について、職員へ理解を得られるように説明をすることが望まれます。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員との個別面談は主任保育士が主に行い、職員一人ひとりとコミュニケーションを図り、日常的に意向等を把握しています。施設長は主任保育士からの報告を受け情報把握を行っています。今後は、職員一人ひとりの目標を設定し、適切に進捗状況の確認が行われることが望まれます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	求められる職員の在り方を「先生のあるべき姿」として明示しています。施設が必要としている専門資格の看護師・栄養士は、姉妹園と連携をしています。職員の教育・研修については、キャリアパスを基本とし、大阪市主催の研修に参加して園内外の研修にも積極的に参加しています。今後は、体系化された研修計画を作成することが望まれます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	新任職員や職員の経験や習熟度に配慮し、個別的な“チューター制度”を実施しています。また複数担任の為、常にOJTが行われています。また主任保育士が直接指導する等の取り組みも行われています。web研修の開催や研修案内の掲示により、多くの職員が教育研修の場に参加できる機会があります。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	養成校からの実習生受け入れは姉妹園で行っており、当該施設では子育て支援員の実習受け入れを行っています。子育て支援員の实習については、「大阪市子育て支援員の实習受け入れマニュアル」を使用し行われています。今後は養成校の「実習生受け入れマニュアル」を作成し、受け入れの際の基本姿勢を明示し、指導者に対しての研修実施が望まれます。	

評価結果

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	法人全施設の情報は、大阪府に報告し開示要請があった際には応じる仕組みがあります。施設の情報としてパンフレットには“やさしさのある保育・安定感のある保育・緩やかな担当制保育”を保育の三本柱として記載しています。また、ホームページやインスタグラムで地域に対して発信しています。年1回行われる住吉区役所での保育フェアに出展し、施設で行っている活動等を紹介しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	内部監査が実施され、事務・経理・運営等に関する監査が定期的に行われています。また、監査法人による外部監査を実施し、指摘事項に基づいて経営改善に努めています。今後は「職務分掌」に明記された内容や、運営に関するルール等も職員に周知することが望まれます。	

評価結果

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	地域の関わり方について「教育保育の全体的な計画」に基本的な考え方を示しています。大阪市の委託事業として子育て支援拠点事業を実施し、“子育てサロン マミーズカフェ”として開室しています。地域への情報は玄関に掲示し、保護者や地域の方が自由に持ち帰りできるようにしています。今後は、地域との交流を深める為、隣接の高齢施設訪問や地域の子育てサークルへの出張保育や職員等がボランティアでの支援をする体制を整えることが望まれます。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	次世代育成を目的として、近郊の中学校に“仕事紹介”として施設長や職員が講演した取り組みがあります。今後は「ボランティア受け入れマニュアル」を作成し、職業体験やインターンシップ等の受け入れの実施に向けて、検討されることが望まれます。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	関係機関との連携として子育て支援会議が定期的開催され、地域の状況について情報共有を行っています。関係機関一覧表は適切に作成し、職員用掲示版で職員周知をしています。要保護児童への対応については、住吉区要保護児童対策地域協議会に参画し、連絡を密に取っています。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	地域に対する相談事業として、子育てサロン“マミーズカフェ”を実施しています。今後は、施設と民生委員・児童委員等の連携や会議を実施し、地域住民の現状や福祉ニーズの課題を把握する機会を設けることが望まれます。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	把握した福祉ニーズに基づいて、子育てサロン“マミーズカフェ”で子どもの発達や子育てに対する相談を、専任の担当者が受けています。親子ベビーヨガや保健師との相談会等を開催し、地域の方へ発信しています。また子育てのノウハウや専門的な情報提供が受けられる体制が整っています。今後は、地域貢献に関わる事業の検討や、地域防災対策等の取り組みを行うことが望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	子どもを尊重した保育の実践についての内容は「パンフレット」「園のしおり」に記載しています。子どもが互いを尊重する保育として“やさしさのある保育”“安定感のある保育”“ゆるやかな担当制”としてじっくり・ゆっくりにあたたかく一人ひとりを大切にされた保育を展開しています。今後は職員が「倫理綱領」「人権擁護のためのチェックリスト」等を使用して、保育者としての振り返りを行うような研修・勉強会を行うことが望まれます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	プライバシーに配慮した取り組みの具体例として、水あそびの際には、衣服着用で行い、着替えや身体測定の際には外部からの視線を遮るようにしています。今後は、プライバシー保護について規定に追記やマニュアルを整備し、保護者へ保育実践でのプライバシー保護について、配慮している内容を伝える工夫が望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	施設の保育内容や保育所の特性等は、「パンフレット」「まんだいぶちほいくえんガイド」に紹介し、施設見学や保育園フェアで配布しています。資料には写真等を多く掲載し、誰もが読みやすい文字表記になっています。施設見学は少人数で行い、質問を受けやすいように一人ひとりに説明しています。見学日はホームページに掲載し、夏季に長期間設定しています。また、その都度個別にも対応できるようにしています。	

Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	重要事項説明書として「まんだいぶちほいくえん しおり」を作成し、入園が決定した人に配布しています。保護者からのよくある質問には、「しおり」に記載し口頭でも説明しています。説明後には、保護者から同意書を提出してもらい、内容を書面で残しています。外国籍の保護者等には、外国語に対応できる本部職員が受け入れを担当したり、翻訳機を利用したりし、コミュニケーションを図っています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	重要事項説明書には、園の修了後は万代幼稚園に進級できるように記載し、姉妹園間で「評価カード」を使用して引継ぎ等の連携をとっています。修了後には、まんだいぶち同窓会が行われ、修了後も子どもや保護者と繋がりを持ち、相談できるようにしています。今後は、転園・修了時の手順を記載した対応マニュアルを作成し、職員に周知すると共に保護者には、転園・修了後の相談や相談受付について明示した文書を作成することが望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	日常保育の中で、主任保育士や職員は常に子どもの状況を観察し、情緒の安定に努めています。保護者との個人面談を年1回実施し、その際には保護者の意見や要望も把握する機会にしています。保育参観・行事アンケートを実施し、施設長や主任保育士で集計をし、分析・検討を行っています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の体制については「苦情処理解決体制マニュアル」に記載しています。第三者委員を設置し、玄関掲示で連絡先等を知らせています。また意見箱を設置し、保護者等からの要望や意見を受付する工夫を行っています。今後苦情の申し出があった際には、内容の大小に関わらず記録に残し、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、解決結果等を公表することが望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者に周知している。	a
(コメント)	保護者の相談や意見を受け止める方法として、送迎時や連絡帳・電話連絡で行っています。主任保育士をはじめ全職員は、保護者等の意向を把握しコミュニケーションを密に図り、相談のしやすい雰囲気を作っています。相談や意見を受ける際には、施設内の空スペースを使用してプライバシーの配慮に心がけています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員は日々の保育において、保護者が相談や意見が述べやすいよう主任保育士から保護者への声掛けをし、傾聴に努めています。把握した相談や意見があった際には、できるだけ当日に回答し速やかに説明するよう努めています。今後は「保護者対応マニュアル」の作成を行い、全職員が保護者対応を学ぶ研修等を行うことが望まれます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	リスクマネジメントに関するマニュアルとして「危機管理マニュアル」を整備しています。施設内では職員会議・昼礼等で「インシデント・アクシデントレポート」を活用し、事例の報告が行われています。また「事故報告書」は、事故の発生要因や再発防止を検討実施する内容となり、改善策の取り組みが行われています。看護師による誤嚥・誤食研修や救命救急(AED等)の研修を実施しています。入園前には保護者へ施設長より“環境変化による安全確保・事故防止の為に必要な保育の必要性について”を説明しています。今後は「安全計画」の作成を行いより具体的な危機管理に努めるようにしています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策責任者は施設長が担い「感染症マニュアル」に基に、感染症の予防と発生時の対応が定められています。感染症が確認された場合には、施設内換気や消毒を徹底して行い、法人本部に連絡をすると共に行政に連絡・指示の確認連絡を取っています。感染症が発生した際には“連絡アプリ”で保護者へ周知しています。マニュアルの見直しは年度末を予定しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時の対応対策は「危機管理マニュアル」に定められています。避難訓練は毎月行われ施設長の指導のもと、行われています。子どもや保護者の安否確認は、出席簿や連絡アプリで行い、子どもの保護者への引き渡しについては「園児引渡しカード」で行うようにしています。備蓄管理責任者は施設長とし、姉妹園との連携で生活用水の確保、カセットコンロ等の備蓄品が備わっています。消防署等との連携については、コロナ前に隣接の姉妹園での総合訓練に参加しています。今後は避難訓練年間計画を立て、防災・防犯訓練の定期的な実施が望まれます。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	標準的な保育の実施方法として「保育理念・方針」「子どもの権利擁護」「プライバシー保護」等の基本姿勢を基に、登園降園時の対応・清潔・食事・あそび・保護者との連携・子育て支援等、具体的な保育を展開していく為の方法を整備されることが求められます。また、現在使用している手順書等を整理し「保育マニュアル」として見直し、作成年月日の記載や職員への周知等検討することが求められます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	「散歩マニュアル」「水遊び」は整備されていますが、日々の保育の標準的な実施方法に基づき、保育実践の共通理解を深め定期的な評価・見直しを行う仕組みが求められます。また、職員や保護者等の意向を十分に反映し、標準的な保育の実施記録・改訂記録や検討会議の記録等を残されることが望まれます。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント) 指導計画はクラス担任が作成し、主任保育士が責任者となっています。個別のニーズに対する配慮や留意事項は「個別指導記録」に記載しています。保育実践の振り返りは、個別指導計画の評価・反省欄に記載しています。今後は、アセスメントの手法を確立し、手順・様式を作成されることが望まれます。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント) 指導計画の見直しについては、クラス日誌・週案・月案の評価・反省欄に記載しています。指導計画の変更がある時は、職員と直接検討し、周知できる環境が整っています。今後は、指導計画を緊急に変更する場合や、見直しを行う際の手順や具体的な方法が記載された文書を、作成することが望まれます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント) 子どもの発達状況や生活状況は「児童原簿」に、個別の保育実践は「個別指導計画」に記録しています。園内の情報共有については、姉妹園の主任会議やクラス会議で行っています。今後は、会議・ミーティングの会議録を適切に作成すること、また記録する職員で書き方の差異が生じないよう配慮した記録要領等の作成が望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント) 子どもや保護者等の情報の保管・保存・破棄等に関する規定として「個人情報保護規定」を整備しています。職員は、個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策として「個人情報機密保持誓約書」を入職時に法人と締結しています。個人情報の取り扱いとして「重要事項説明書」に記載し、周知しています。職員にはデータや書類等の持ち出し禁止について、管理責任者の施設長より周知しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	全体的な計画は、法人理念・教育保育理念・保育目標として『健康でたくましい子ども・思いやりのある優しい子ども・よく考え行動できる子ども・豊かな心をもった子ども』に基づき、保育所保育指針等の趣旨を捉えて作成しています。年齢別保育目標と0歳児は3つの視点、1、2歳児は5領域に沿って記載し、子どもの生活や発達の連続性に留意しています。全体的な計画の作成には、職員が参加し職員間の共通理解を図り、保育が展開されることが望めます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	ワンフロアの保育室は、年齢ごとの空間をロッカーで区切り、遊びと生活が保障されるようになっています。安全面を配慮して床にはクッションマットを敷き、家具等の角にはガードをし、怪我に繋がらないよう配慮しています。また、玩具は子どもの目線、活動を視野に入れて配置しています。衛生管理は、玩具消毒は毎日行い、寝具はレンタルで1週間ごとに交換しています。遊びと食事と睡眠の場が確保された保育室で、生活の流れがスムーズに行えるようになっています。食事環境は身体に合ったサイズの椅子や机を用意し、睡眠の環境は遮光・気温・湿度に配慮し、個々に決まった場所で眠れるように配慮しています。今後は、清掃安全チェックリスト等を作成し定期的に記録することや、棚の上の落下防止を検討されることが望めます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	子どもの発達や一人ひとりの個人差については、個人別月案を作成し少人数の保育で、適切に応答して子どもとの信頼関係を築いています。また、言葉で伝えることが苦手な子どもには、選択肢を与えたり、実際のものを見せて指さして、答えられるように助言をしています。子ども同士のトラブルでは、お互いの気持ちを代弁しながら十分に話し合う時間を持ち、手が出やすい子どもには、そばについて未然に防ぐよう努めています。集団に参加したくない子どもには、無理強いせず個別に対応しています。職員の言葉がけについては、一度に沢山のことを話すのではなく、大切なことを短い言葉や単語でゆっくり、はっきりと話すようにしています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	基本的な生活習慣については、子ども一人ひとりの発達に応じて、できること・やろうとしていることを把握し、成長を促すような効果的な働きかけをしています。食事、排泄、睡眠等が毎日同じ時間・手順で行われ、自然に身につくよう援助をしています。食事面では、嗜好や体調に配慮し、無理強いせず子どもの意思を尊重しています。午睡時は室内を適度に暗くして、睡眠導入の音楽を流して入眠しています。眠れない子どもは、休息が取れたら室内の遊びスペースで静かに過ごしています。戸外遊びの後は水分補給をし、机上あそび等で体を休めるようにしています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭と連携し、生活リズムが崩れないよう共有しています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもが主体的に遊べるよう自由遊び時は、好きな玩具を取り出して遊べる環境を整えています。0歳児は手作りの仕掛けのある玩具が、壁面に設置され、いつでも遊べる環境となっています。戸外遊びは、毎日姉妹園の園庭に行き、広い園庭で色々な活動が自由に選択でき、身体を動かす遊びができています。気候の良い時期は散歩に出かけ、どんぐり・落ち葉拾い、遊具で遊んだり電車を見る等の経験ができるようにしています。地域の方に接する機会は、園庭開放や子育てサロンに来られた方と接する機会があります。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	0歳児の保育室にはマットを敷き、ハイハイや寝転がったりできるようにしています。ゆるやかな担当制保育を導入し、子どもからの発信を見守り、受け止め、個々に合わせています。保育者は、目を合わせて笑顔でゆっくりとはっきりと話しかけ、応答的な関わりができるよう配慮しています。手を伸ばすと届く位置に、興味関心のある手作り玩具を、壁面に設置しています。食事は、一人ひとりに合わせて食べたい意欲を尊重し、見守り援助しています。保護者との連携は、毎日連絡帳でその日の活動や体調、食事、睡眠、排便等を記載し、送迎の際にも伝えるようにしています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	個々の発達に配慮し、一人ひとりに応じた個別指導計画を立て、職員間での共通認識を図っています。子どもが好きな玩具を選んで遊べるよう、手の届くところに置いています。イヤイヤ期の対応は、子どもの思いを受け止め、気持ちの切り替えが出来るよう、環境を変える等の対応をしています。また、自我を受け止め、自分でやりたい子どもには、出来るところまで見守り自ら援助を求めることが出来るようにしています。子ども同士の関わりの中立ちちは、気持ちを代弁し、けんかの見守りの際は、制止できる距離で見守っています。園内での様子を保護者に伝える方法は、連絡帳のやりとりの他にホームページやポートフォリオを掲示して知らせています。保育士以外の大人との関わりは、園庭開放や子育てサロンに来られた方と接する機会がありますが、今後は警察署や消防署等の交流ができるよう計画し、社会体験ができるような機会を設けられることが期待されます。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	-
(コメント)	0、1、2歳児施設の為非該当	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	障がいに応じた環境整備については、エレベーターが設置され、個別に保育士が担当できるようにしています。心を落ち着かせるスペースとして、保育室に間仕切りをし子どものペースに併せて、無理強いしないよう努めています。区の巡回指導で、配慮が必要な子どもや保護者への関わり方の助言を得ています。必要に応じて保護者が臨床心理士との相談ができるよう利用の周知をしています。今後、障がい児の受け入れの際には、受入れ手順書等の整備をすることが望まれます。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	在園時間の配慮については、1日の生活を見通してその連続性に配慮し、保育を展開しています。朝は、8:00~9:30まで、薄暮時間は、17:00~18:30までを合同保育としています。18時30分から19時が延長保育となり、補食としておやつを提供しています。子どもの申し送りについては、視診表を基にその日にあった出来事や子どもの状況を共有し、保護者へ伝えていきます。	

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント) 0, 1, 2歳児施設の為非該当	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント) 子どもの体調については、朝の受け入れ時に保護者から確認し「視診表」に記録し、職員共有しています。日々の保育で怪我や体調不良が生じた場合には、速やかに保護者へ伝えていきます。子ども一人ひとりの健康状態を把握し、職員・園児・保護者で連携して疾病の早期発見や事故の予防に努めています。SIDSに関しては職員会議で確認しています。午睡時にはSIDS表に0歳児は5分毎、1, 2歳児は10分毎の個別チェックが行われています。今後は「保健マニュアル」や子どもの健康に関するマニュアル等を見直し活用することが望まれます。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント) 健康診断は年2回、歯科健診は1, 2歳児対象に年1回実施しています。「児童原簿」に入園時からの結果や成長の過程を記録して、子どもの健康状況の把握を行っています。「保健だより」は毎月保護者に配布され、健康診断・歯科健診の結果は「健康のきろく手帳」に記載し、保護者に知らせています。今後は、健康診断・歯科健診の結果を「保健計画」等に反映することが望まれます。	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき作成した園における食物アレルギー対応については「入園のしおり」で保護者に周知しています。医師が記入する「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と保護者が記入する「アレルギーに関する調査票」「同意書」で安全に除去食が提供できるよう手順が定められています。毎月職員が除去食や代替食について確認の上「実施表」を保護者に配布してダブルチェックを行っています。提供時には、席を離して他児の食品を喫食しないよう保育士が付くようにしています。	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント) 給食提供は給食委託業者が行い、おやつ提供は法人契約の栄養士が担当し、充実した食事提供を行っています。食育の計画は法人栄養士が作成し“三角食べをし、食べこぼしを減らす”を食育目標としています。食事を行う際には、保育士が子ども全体を見るように配置し、給食前に絵本の読み聞かせで落ち着いた雰囲気を作っています。子どもの体調に合わせて食事の量を調整し、食事援助を適切に行っています。月1回の給食会議を双方の栄養士参加の基行い、調理員も含めた施設職員合同で行っています。献立は双方の栄養士が作成し、毎月世界各国の料理や郷土料理を取り入れ、バラエティー豊かな食事提供が行われています。年齢に応じた調理体験として、ピザ作りを見たり魚の調理を見たりして、食に関心が持てる取り組みが行われています。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント) 乳児の発育状況に合わせ、初期・中期・後期・完了・未満児食と分けた給食を提供しています。子どもの好き嫌いや残食状況は「給食日誌」に記録し「検食簿」で献立や調理の確認をしています。旬の野菜や果物を使い、秋野菜のマーボー丼・かぼちゃ胡麻団子・きのこのカップキッシュ等、季節に合わせた料理を提供しています。また行事食として、パンプキンシチューライスやハロウィンパフェ等・岩手県メニューや台湾メニュー等も取り入れた献立となっています。栄養士や調理員は月に1回程度子どもとの関わりとして、手作りケーキのトッピング等実演して子どもに見せています。給食の見本は、ホームページ・インスタグラムで発信しています。「食品衛生管理マニュアル」により、衛生管理が行われています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	保護者との日常的な情報交換として、連絡帳や送迎時に対面での子どもの様子を伝えていきます。また週案を掲示し、ポートフォリオ・ホームページ・インスタグラムで保育の様子を写真をで知らせ、保育内容について理解を促しています。子どもの成長を共有する為に、個人懇談会を年1回行い、希望者には夏と年度末にも懇談の機会を持っています。今後は、保護者との懇談内容や送迎時に話した内容を記録に残すことが望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	保護者から相談の希望があった際には、主任保育士・担任が相談窓口となっています。相談内容により専門的知見を希望する保護者へは、臨床心理士の相談が受けられることを知らせています。今後は、相談を受けた保育士が適切に対応できるよう「保護者対応マニュアル」等を整備し、研修等を行うことが望まれます。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	子育てに関する家庭での教育方針は、個人懇談で確認しています。虐待等の疑いを発見した際、関係機関との連携を図り、早期の対応ができるよう努めています。保護者に精神面での支援が必要であると判断した際には、施設の臨床心理士に繋げて面談等を行っています。今後は「児童虐待防止に関するマニュアル」に基づいた職員研修を実施することが望まれます。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	日々の保育については、クラス日誌・週案・月案の評価・反省欄で保育実践の振り返りが行われています。今後は、第三者評価受審を機に「保育士の自己評価」を取り入れ、個々の課題が園全体の質の向上につながるよう取り組むことが望まれます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	職員が不適切保育を行わないよう、体罰等の禁止事項を「就業規則」に明記しています。主任保育士が常時保育に携わり、適切な保育が行われるよう確認しています。今後は「人権擁護のためのセルフチェックリスト」等を活用し、不適切な保育が行われないよう早期発見に繋げることが期待されます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	19人 (回収率 68%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2023年12月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート回収率は68%で、自由記述欄には、50%の方が声を寄せていました。設問が14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

◆100%の回答が3設問ありました

- ①献立表やサンプル表示等で毎日の給食の献立や内容が充実していると思われるようになっていすか
- ②園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思えますか
- ③職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思えますか

◆90%以上の高率が1設問ありました

- ①園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じてわかりやすく伝えられていますか

◆80%台の回答は5設問ありました

- ①入園時の説明や園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることの不安が軽減しましたか
- ②園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか
- ③お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切になされていますか
- ④日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行ったりしていますか
- ⑤懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありましたか

◆70%台の回答が1設問ありました

- ①保育や教育の考え方や指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思えますか

◆60%台の回答が2設問ありました

- ①子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか
- ②災害や不審者の侵入等様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分とられていると思えますか

◆30%台の回答は2設問ありました

- ①園の保育内容や保育サービスについて、あなたの意見や意向を伝えることができますか
- ②保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか

【総合的な感想】特に意見の多かった点は、子どもたちの安全を第一に考え、子どもに寄り添った保育をして下さりまた、職員体制が配置基準よりも多く配置されているので安心して預けることができるという回答が多く寄せられています。また低率であった、保護者の意見・意向を伝える機会が少ない、苦情・要望について園から知らされることが少ない等が挙げられます。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等